

【令和7年3月公募】

公募要領

(トータル断熱)

< 公募期間 >

令和7年3月24日(月)～令和7年6月13日(金)

< 完了報告期限 >

令和8年1月30日(金)必着

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、財団としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び財団が定める「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に関係する全ての提出書類（電子メール、電子媒体等。以下同じ。）において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、財団として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
3. 2.の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を財団に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、財団から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
4. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
5. 財団から補助金の交付決定を通知する前に、既に契約や発注等を完了させた事業については補助金の交付ができません。
6. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
7. 補助事業に係る資料（申請書類、財団発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
8. 財団が本事業の実施に資するために必要と認めた場合、資料等の提供を求めることがあります。
9. 財団は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等を財団のホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く）

公益財団法人北海道環境財団

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報は、申請に係る事務処理に利用する他、個人が特定されない範囲で財団のホームページへの掲載や財団が開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、財団が作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがあります。その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

INDEX

1 事業概要

1.	事業趣旨	4
2.	補助事業名	4
3.	事業規模	4
4.	補助対象となる製品	4
5.	補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額	5
6.	審査について	6
7.	公募スケジュール	6
8.	注意事項	7

2 事業要件とその詳細

1.	事業の要件	8
2.	申請できる方と住宅の要件	8
3.	補助対象となる製品等の要件	10
4.-1	戸建住宅の改修についての要件	13
4.-2	エネルギー計算結果早見表	14
5.	集合住宅の改修についての要件	16
6.	個別計算について	17
7.	補助対象経費と補助金交付申請額の算定について	18
8.	既設ガラス・窓・断熱材について	20
9.	利益排除について	20
10.	エネルギー使用状況の報告(定期報告アンケートについて)	20
11.	他の補助金との調整	20
12.	本事業の支払いについて	20
13.	取得財産等の処分について	21
14.	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について	21
15.	その他	21

3 事業の実施

1.	事業フロー	22
----	-------	----

4 申請の方法

1.	必要提出書類の一覧	26
2.	必要提出書類の詳細	27
3.	申請方法及び提出先	31
4.	問い合わせ先	32

1 事業概要

1. 事業趣旨

既存住宅において、省CO₂関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援します。

また、戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（蓄電システム・蓄熱設備）、EV充電設備及び熱交換型換気設備等の導入・改修支援、集合住宅（個別）においては、熱交換型換気設備等の導入・改修支援も行います。集合住宅（全体）においては、この断熱改修と同時に行う共用部のLED照明器具への切替支援も行います。

2. 補助事業名

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）
「トータル断熱」（以下「本事業」といいます。）

3. 事業規模

各住宅区分における公募の内訳は以下のとおりです。（「トータル断熱」と「居間だけ断熱」の合計）

区分		予算額
戸建住宅	戸建	0.5億円
集合住宅(個別)	集個	0.5億円
集合住宅(全体)	集全	8 億円
合計		9 億円

- (注1) ただし、戸建住宅、集合住宅（個別）、集合住宅（全体）（各区分は、【P8の1.対象となる方及び住宅の要件】参照）の申請状況に応じて、それぞれの予算額の増減を行う場合があります。
- (注2) 公募期間中であっても申請金額の合計が予算額に達した時点で公募を終了します。
- (注3) 申請状況は財団ホームページに定期的に掲載します。

4. 補助対象となる製品

本事業で補助対象となる製品は、下表に示す製品であり、未使用品に限ります。

なお、ガラス・窓・断熱材については、財団の補助対象製品一覧の専用ページ（<https://ekes.jp/>）に登録されているものに限ります。

補助対象製品		住宅区分		
		戸建住宅	集合住宅 (個別)	集合住宅 (全体)
高性能建材	ガラス・窓・断熱材	○	○	○
	玄関ドア	○	○	○
LED照明（共用部）		×	×	○
蓄電システム		○	×	×
蓄熱設備		○	×	×
熱交換型換気設備等 （熱交換型換気設備・空調設備）		○	○	×
EV充電設備		○	×	×

5. 補助対象となる経費、及び補助率と補助金の上限額

①補助対象経費※1とは以下のものとします。

- ・補助事業の実施に必要な高性能建材の購入経費及び必要な工事に要する経費
- ・LED照明の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費
- ・蓄電システムの導入に係る経費（工事に要する経費は補助対象外です）
- ・蓄熱設備の導入に係る機器費及び設置に必要な工事に要する経費
- ・熱交換型換気設備等の導入に係る経費（工事に要する経費は補助対象外です）
- ・EV充電設備の導入に係る経費（工事に要する経費は補助対象外です）

②補助金額は、以下A）とB）を比較していずれか低い金額に補助率を乗じて算定されます。

A) 財団が定める基準単価を用いて算出した補助対象経費

B) 見積書に記載されている補助対象経費※2（補助対象製品の購入費等）

③各補助対象製品に係る補助金の補助率と上限額

- ・各補助対象製品に係る補助金の補助率と上限額は下表のとおりです。
- ・算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。
- ・蓄電システム、蓄熱設備、熱交換型換気設備等及びEV充電設備の導入に係る補助金額の合計は、高性能建材の補助金額に加えて補助されますが、高性能建材を活用した改修に係る補助金額の合計以下とします。

補助対象製品		補助率	補助金の上限額
高性能建材	ガラス・窓・断熱材	補助対象経費の 1/3以内	戸建住宅：120万円/戸(玄関ドア5万円を含む)
	玄関ドア		集合住宅：15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸)
LED照明（共用部）			1カ所あたり8,000円※3
蓄電システム			20万円
蓄熱設備			20万円
熱交換型換気設備等			5万円
EV充電設備			5万円

※1 補助対象経費、補助対象外経費の詳細は財団ホームページに掲載のFAQを参照してください。

※2 補助事業者（申請者）又は補助事業者（申請者）と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額となります。

※3 補助対象戸数(A)、補助金上限額15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は20万円/戸)(B)、高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)による補助金額(C)とした場合、「 $(A) \times (B) - (C) = \text{LED照明の補助金の上限額}$ 」となります。

6. 審査について

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、申請のあった事業について審査を行います。

戸建

集個

申請書類の到着順に審査を行い、随時採択します。交付決定は、1～2カ月程度を目途に随時行います。
（申請書類に不備・不足がある場合、又は申請が集中している場合はこの限りではありません）

集全

申請書類の到着順に審査を行い、耐震基準対応状況や断熱改修におけるCO₂排出削減効果の高さなどを評価し、事業規模の範囲内で上位のものから順に採択します。交付決定は公募開始後概ね1～2カ月毎に集計して行います。（申請書類に不備・不足がある場合、又は申請が集中している場合はこの限りではありません）
なお、応募状況によっては不採択になる場合があります。

7. 公募スケジュール

本事業の公募スケジュールは以下のとおりです。

戸建

集個

集全

公募期間：令和7年3月24日（月）～ 令和7年6月13日（金）17時メール必着

完了実績報告書の締め切り：令和8年1月30日（金）必着

- ・ 公募期間中であっても申請金額の合計が予算額に達した時点で公募を終了します。
- ・ 申請状況は財団ホームページに定期的に掲載します。

8. 注意事項

- ① 同一物件について、複数回の採択は行いません。また、「トータル断熱」と「居間だけ断熱」の併用はできません。
- ② 申請する住宅の所有者が複数名存在する場合は、原則、所有者全員の同意の上、代表者が申請してください。
連名での申請を希望する場合は、財団に相談してください。
- ③ 補助対象製品は、財団が本事業の対象となり得るとして登録したものであり、補助対象製品を使用した改修に係る補助事業者（申請者）と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、改修完了後の保守や保証、燃料等の調達、知的財産権等を財団が保証するものではありません。
また、本事業の設計を行う事業者、又は工事を行う建設会社、並びに工事に携わる施工会社は、建築基準法等の法令・法規の遵守が必要です。万一上記に関する紛争が起きても財団は関与できません。
- ④ 財団に受付された申請書類は返却できません。
- ⑤ 財団に提出された申請や報告の情報は、個人情報を除き事前告知を行わず、国又は財団から公表される場合があります。
- ⑥ 断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性があります。
この問題は加湿する開放型暖房設備の使用を控えることや、生活習慣の改善、換気システムの導入等によって緩和することができます。木部の劣化やカビ発生の原因となる結露の防止の観点から十分注意してください。
※参照：一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターの自立循環型住宅のホームページ（<https://www.iji-design.org/>）
- ⑦ 部分的な断熱工事は、改修箇所によって断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があるので注意が必要です。
- ⑧ 一般家庭において、空調、給湯、発電機器等が、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合がありますので、機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう十分な配慮をしてください。
なお、騒音等の防止を配慮した機器の据付け方法に関して、以下のガイドブックにおいて推奨している据付け方法を確認の上、設置場所を検討してください。
※参照：騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック
（一般社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂）
https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- ⑨ 申請者、手続代行者、施工会社、管理会社等の間で生じる問題に関しては、財団は関与できません。
また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様です。

2 事業要件とその詳細

1. 事業の要件

- ①本章「2. 申請できる方と住宅の要件」に示された要件を満たしていること。
- ②既存住宅の断熱改修であること。
- ③**本事業に係る契約締結（申込金等の入金含む）及び建物本体への着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に実施すること。**
- ④完了実績報告書を提出期限内に提出すること。
- ⑤本事業の補助対象部位には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと。
- ⑥「別紙1 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業ではないこと。

2. 申請できる方と住宅の要件

- ①下表のA~Cいずれかに該当する方で、申請要件をすべて満たしていること。
- ②人の居住の用に供する家屋であること。なお、店舗や事務所等との併用住宅の場合、業務の用に供する部分の製品や工事は対象となりません。
- ③新築及び公営住宅、業務用建築物（オフィス・ホテル等）ではないこと。
- ④対象となる住宅を所有していない居住者が申請する場合は、所有者の同意を得ていること。
- ⑤補助の対象となる要件を満たしている二世帯住宅は、本事業において原則集合住宅とみなします。（詳細はFAQを参照）

住宅区分	申請者	申請要件	改修戸数	改修箇所
戸建住宅	・所有者又は、所有予定者（個人） ・対象となる住戸に住民票を置く居住者（個人）※1	A	1戸	—
	・賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） ・買取再販事業者	C	1戸	—
集合住宅（個別）	・所有者又は、所有予定者（個人） ・対象となる住戸に住民票を置く居住者（個人）※1	A	1戸	専有部
				住宅の共用部
	・賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） ※原則、区分所有の場合に限る。 ・買取再販事業者	C	1戸	専有部
				住宅の共用部
集合住宅（全体）	・管理組合等の代表者	B	全戸	住戸の共用部
	・賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） ・買取再販事業者	C	全戸	—

※1 申請できる居住者は、原則所有者の親族とします。

申請要件 A 戸建 集個

- 1) 申請者自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。
ただし、交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを条件に申請を認めます。
- 2) 申請時に申請者自身が所有している住宅であること。ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅を所有し、建物登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認めます。
なお、当該住宅を購入予定の場合、交付申請時に売買契約（断熱改修工事に係る契約は含まない）が締結されていることが必要です。
- 3) 申請者が所有する住宅に、申請者自身は居住しておらず親族が居住している場合は、申請時に居住者（親族）の住民票を提出することを条件に申請を認めます。
- 4) 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められている場合のみ申請を認めます。
- 5) 所有者ではない住民票を置く居住者の申請を認めていますが、この場合の居住者とは、原則所有者の親族とします（申請者＝居住者≠所有者）。

申請要件 B 集全

- 1) 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。
ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とします。
- 2) 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。
- 3) 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。
内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。
- 4) 補助制度の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。

申請要件 C 戸建 集個 集全

- 1) 申請者が当該住戸を所有していること。
- 2) 集合住宅（全体）の場合、1棟すべてを所有していること。
- 3) 集合住宅（全体）の場合、原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。

※ 買取再販事業者の場合は、事業完了後2年間のうちに当該住宅を売却し、引き渡さなければなりません。なお、引き渡し前に当財団から財産処分の承認を受けることが必要です。また、売買契約書には補助額相当分が売却価格から控除されていることを記載するとともに、購入者が2年間アンケートに回答する義務があること及び購入者の個人情報を当財団へ提出すること等を購入者が承諾した旨の届出書を提出する必要があります。

その他詳細については、財団のホームページに掲載のFAQも参照してください。

申請手続きは工事業者等の第三者（手続代行者）に依頼することができます。【P23の1.②】を参照してください。

3. 補助対象となる製品等の要件

①高性能建材

1) ガラス・窓・断熱材 戸建 集個 集全

- ・財団に登録されている製品であること。
登録は、財団ホームページの補助対象製品一覧の専用ページ (<https://ekes.jp>) で確認してください。
- ・断熱材についてはさらに以下A)～C)の条件を満たすこと。
A) 表1の性能値を満たすこと（重ね貼りも可）。ただし個別計算(【P17】)を行う場合はこの限りではありません。

(表1) 部位別の必要な性能値

熱抵抗値 (R値)			
天井		外壁	床
1～3地域	4～7地域		
5.4以上	2.7以上	2.7以上	2.2以上

※本値は本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意してください。

- B) 熱伝導率 (λ 値) が0.042以上の断熱材 (グレードがD4のものは、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とします。
- C) 吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者が施工してください。

2) 玄関ドア 戸建 集個 集全

- ・本事業におけるガラス・窓・断熱材と同時に改修する場合のみ玄関ドアが補助対象となります。
- ・次のA)～C)のいずれかの要件を満たすこと。
A) **熱貫流率が4.7W/(㎡・K)以下**であること。
B) 戸と枠の組み合わせが表2のとおりであること。
C) 建具内部の断熱材の仕様からA)又はB)と同程度の性能と判断できること。この場合、根拠となる資料を提出してください。
- ・市場投入され一般に入手できる製品であること。
- ・欄間付き、袖付きは補助対象外です。
- ・できるだけ開口部の少ない玄関ドアへ改修することが望ましいです。

(表2) 補助対象となる戸と枠の組み合わせ

戸 枠	金属製高断熱 フラッシュ構造 (複層ガラス 又は ガラスなし)	金属製断熱 フラッシュ構造 (複層ガラス 又は ガラスなし)	金属製 フラッシュ構造 (複層ガラス 又は ガラスなし)	金属製ハニカム フラッシュ構造 (複層ガラス 又は ガラスなし)	金属製 またはその他 (複層ガラス 又は ガラスなし)
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	×
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	×
金属製又はその他	○	○	○	○	×

※「住宅省エネルギー技術講習テキスト (基準・評価方法)」令和2年度国土交通省補助事業の表を元に作成

(用語)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ60mm以上のものをいいます。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいいます。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいいます。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいいます。

【金属製熱遮断構造（建具）】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいいます。

②LED照明（共用部）

集全

- ・本事業における集合住宅(全体)の断熱改修と同時に、居住する建物に付属している廊下・階段等（共用部）の蛍光灯などLED照明以外からLED照明へ変更する場合のみLED照明器具が補助対象となります。なお、建物外にある照明や非常灯・誘導灯など、消防法等の法令で設置が義務づけられている照明や防犯灯は対象外です。
- ・既設の電灯の数を上限とします。
- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の表1-2「LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2」に基づく照明を設置すること。
- ・電気用品安全法によるPSE認証を取得していること。
- ・ランプ交換のみは対象外です。

③設備

1) 蓄電システム

戸建

- ・本事業における戸建住宅の断熱改修と同時に導入する場合のみ機器費が補助対象となります。
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブに製品登録※1されている蓄電システムであること。
- ・機器費+据付工事費（蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用）が、蓄電容量1kWhあたり13.5万円以下であること。※2
- ・再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。
- ・再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）であること。
- ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを既に設置している又は事業完了までに設置すること。

※1 以下のホームページで公表されている環境省ZEH補助事業の蓄電システム登録済製品一覧 (<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>) を参照してください。

※2 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができます。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除することができます。（定格出力の小数点以下第二位を切り捨て）

2) 蓄熱設備

戸建

- ・本事業における戸建住宅の断熱改修と同時に導入する場合のみ、機器費と据付工事費が補助対象となります。
- ・自然冷媒を用いた電気ヒートポンプ式給湯機（エコキュート等）であり、日中に太陽光で発電した電気を優先的に蓄熱に活用する運転モードを備えていること。
- ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを既に設置している又は事業完了までに設置すること。

3) 熱交換型換気設備等（熱交換型換気設備・空調設備）

戸建

集個

- ・本事業における戸建住宅と集合住宅（個別）の断熱改修と同時に導入する場合のみ機器費が補助対象となります。
- ・熱交換型換気設備については、暖房時における熱交換率の下限が65%以上（顕熱）であること。
- ・空調設備（エアコン等）については、交換の場合のみ補助対象となります。なお、故障中の空調設備との交換は補助対象外です。
- ・次のA)～C)の要件を満たすこと。
 - A) 同一規格で比べた場合、従前の設備より、省エネ性能及びAPF（通年エネルギー消費効率）値が高いこと。
 - B) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき設定された2027年度を目標年度とする省エネ基準の達成率が100%以上であること（＝グリーンの省エネ性マークが表示されている）。
 - C) 住環境を快適に過ごすことのできる機能、例えばカビ、花粉、PM2.5等に効果がある機能などを有すること。

4) EV充電設備

戸建

- ・本事業における戸建住宅の断熱改修と同時に導入する場合のみ機器費が補助対象となります。
- ・製品は一般社団法人次世代自動車振興センターが執行する、「令和5年度補正 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」または「令和6年度 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」に製品登録されている設備であること。
（参照：一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ（<https://www.cev-pc.or.jp/>）にある「充電設備補助金」の「充電設備補助金」）
- ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを既に設置している又は事業完了までに設置すること。

（参考）設備に係る要件一覧

区分	1) 蓄電システム	2) 蓄熱設備	3) 熱交換換気設備等		4) EV充電設備
			熱交換型換気設備	空調設備	
新規	○	○	○	×	○
交換	○	○	○	○ (故障中の設備との交換は×)	○
補助対象経費	機器費	機器費／据付工事費	機器費	機器費	機器費

④その他留意事項

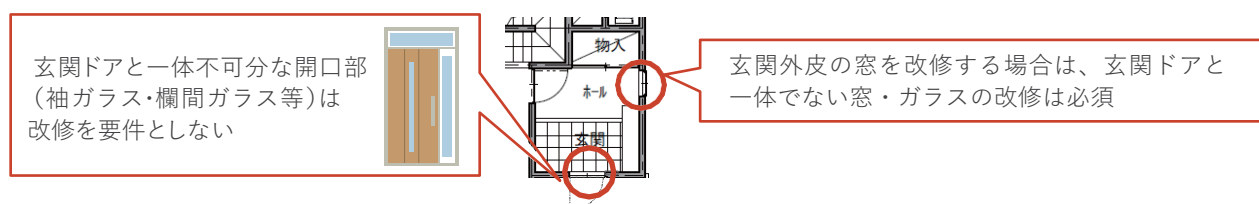
- ・高性能建材、各設備とも、製品の性能が損なわれないように適切に施工されていることが確認できるようにしてください。
- ・また、本補助事業で設置した高性能建材、各設備の転売・譲渡は禁止されています。

4-1 戸建住宅の改修についての要件

戸建

①改修する居室等と部位について

- 1)改修する部位は、次ページの「4-2 エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、地域区分ごとの最低改修率の要件を満たしてください。
- 2)居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修してください。
居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象となりません。
なお、押入れやクローゼットは、面している居室等に属するものとします。
- 3)断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分（外気に接する部分）のみが補助対象となります。
- 4)早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工する必要があります。
- 5)玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修が必要です。
ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修を要件としません。



②窓・ガラスの工法及び施工について

- 1)窓の改修工法は、カバー工法窓取付※1・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とします。
なお、ガラス交換は熱貫流率（Ug値）1.5以下の製品（グレードがG0又はG1）に限り補助対象となります。
- 2)以下の窓は改修を要件としません。
A) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）
B) 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
C) 換気を目的としたジャロジー窓
D) ガラスブロック
- 3)窓及びガラスを改修対象部位とした場合でも、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としません。
ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品（登録製品名にテラスドア、勝手口ドアの名称があるもの）を用いて改修する場合は補助対象となります。なお、採風・通風タイプは登録製品名に「採風・通風」があるものを使用してください。
- 4)天窓は改修を要件としません。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象になります。

③断熱材の施工について

- 1)天井改修は、エネルギー計算結果早見表の最低改修率にかかわらず、屋根の直下の天井及び外気に接する天井の全てを改修する必要があります。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としません（天井全体面積の最大15%まで）。
- 2)床改修※2において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修を要件としません。

④玄関ドアの改修について

【P10の3.補助対象となる製品の要件】における「①高性能建材 2) 玄関ドア」に記載されている要件を満たす製品を使用してください。

（注1）上記①～④及び、【P10の3.①】の表1の要件を適用せずに、個別にエネルギー計算を行い申請すること（以下「個別計算」という。）も可とします。個別計算の方法は、【P17の6.個別計算について】を参照してください。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいいます。

※2 外気に接する張出し床（ガレージ上部や玄関ポーチ上部等）及びその他の床（外気に通じる床裏に接する床）をいいます。

4-2 エネルギー計算結果早見表 戸建

- ・延べ床面積における補助対象床面積合計の占める割合（以下「改修率」といいます。）が、表3における組合せ番号、地域区分ごとに記載されている割合を満足すること（次ページの「（補足）エネルギー計算結果早見表の見方」を参照すること）が必要です。
- ・1件の申請で[窓の改修]と[ガラスの改修]が混在する場合は、[ガラスの改修]として組合せ番号を適用してください。
- ・床を申請部位として選択し、かつ申請する改修範囲に基礎断熱改修を含む場合は、この早見表は使用できませんので、個別計算を行ってください。（《P17 個別計算について》参照）

（表3）エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）

断熱 部位数	組合せ 番号	部位				最低改修率(%)							
		天井 （改修率に関わらず全ての天井を改修）	外壁	床	窓・ガラス	地域区分※1							
						1	2	3	4	5	6	7	8
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	
3部位	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	
	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25	
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	50	
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	
2部位	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25	
	7	天井		床		25	25	25	25	25	25	25	
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	
	9		外壁		窓の改修	30	30	40	40	40	40	70	
	10		外壁		ガラスの改修	40	40	40	40	40	40	70	
	11		外壁	床		40	40	40	40	40	40	100	
	12			床	窓の改修	40	40	40	40	40	40	100	
	13			床	ガラスの改修	50	40	40	40	40	40	100 注1	
1部位	14				窓の改修	100	100	100	100	100	100	100 注2	

個別計算

注1 早見表を使用する場合は、ガラス交換により窓の熱貫流率（Uw値）が2.3以下となるようにしてください。

注2 早見表を使用する場合は、窓改修によりUw値=2.3以下としたうえで、当該居室の空調設備をエアコン（い）又は同等の性能を有する空調設備とすることが必要です。

<計算条件>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」をベースに、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値=2.2、2.7、5.4の断熱材・Uw値=2.3の窓・Ug値=1.5のガラス」に改修した条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成28年基準」にてシミュレーション（設備等は一般的なものを想定）し、その結果に基づいて、**住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上**となった組合せで構成しています。

※1 国土交通省ホームページの「地域区分新旧表
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou_assets/img/library/chiikikubun-sinkyuu.pdf)」にて確認してください。

(補足) エネルギー計算結果早見表の見方

戸建

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方を解説します。
以下の手順にて、早見表を使用できるか確認してください。

1 住宅の延べ床面積を算出してください。

2 断熱改修する居室等と部位(天井・外壁・床・窓・ガラス)を決め、 補助対象床面積を算出してください。

- ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択してください。
- ・間仕切りがなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）は同一空間とみなし、改修する居室等を含んでください。
- ・早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工してください。
- ・補助対象となるのは、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみとなります。
- ・選択した部位全てを改修する居室等の面積の合計が補助対象床面積になります。

3 改修率を計算してください。

$$\text{改修率}(\%) = \frac{\text{補助対象床面積合計}(\text{㎡})}{\text{延べ床面積}(\text{㎡})} \times 100$$

4 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。

< 確認方法 >

- 1) 2で決めた断熱改修する部位の組合せ（2～4部位）
- 2) 地域区分（1～8地域）

部位の組合せと地域区分の交わる部分の改修率より、上記③の計算結果が上回っていれば早見表を使用して申請できます。

< 参考例 >

- ア) 断熱改修する部位の組合せ
・天井、床、窓の3部位改修
→ 組合せ番号：5
- イ) 地域区分：6
* 改修率：85%

* 早見表最低改修率との
比較 85% ≧ 25%
(判定：申請可能)

◆エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）

断熱 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率(%)							
						地域区分							
						1	2	3	4	5	6	7	8
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25
3部位	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25	25
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	50	25
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25
2部位	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25	25
					窓の改修	100	100	100	100	100	100	100	100 ※2

5 早見表で最低改修率に達しない場合は、見直しを行ってください。

- ・改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
- ・断熱改修部位の組合せを変更する。
- ・個別計算をして申請する（【P17の5.個別計算について】参照）。

5. 集合住宅の改修についての要件

集 個

集 全

①窓・ガラスの改修範囲について

1) 集合住宅における改修は、下表「表4 エネルギー計算結果早見表（集合住宅）」を適用すること。

（表4）エネルギー計算結果早見表（集合住宅）

部位	改 修 率 (%)							
	地 域 区 分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
窓・ガラス	100（住戸内全ての窓・ガラスを改修すること）						100※	個別計算

※ 早見表を使用する場合は、改修する窓のUw値=1.9以下とし、かつ、当該居室の空調設備をエアコン（い）又は同等の性能を有する空調設備とすること。

<計算条件>

代表的な一般住宅（集合住宅、延べ床面積54.37㎡）において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「Ug値=2.3のガラスを使用した窓」に改修するとした条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成28年基準」にてシミュレーション（設備等は一般的なものを想定）し、その結果に基づいて、**住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上**となった組合せで構成しています。

2) 窓・ガラス全部（玄関ドア以外のガラスを用いた開口部全て）を改修すること。

ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修を要件としません。

また、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、改修後のガラスの面積がドア面積の50%以上であって補助対象製品を用いて改修を行う場合は補助対象とします。

3) 外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象とします。

※以下の窓は改修を要件としません。

- A) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）
- B) 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
- C) 換気を目的としたジャロジー窓
- D) ガラスブロック

②窓・ガラスの改修工法について

窓の改修工法は、カバー工法窓取付※1・内窓取付、ガラスの改修工法は、カバー工法※1・ガラス交換とします。

③断熱材の施工について

断熱材の施工は、本事業における窓・ガラスの改修と同時に実施し、選択した部位について外皮に接する部分全てに施工する場合のみ補助対象とします。

なお、断熱材を導入する場合は、【P10の3.補助対象となる製品の要件】の「（表1）部位別の必要な性能値」を満たすこと（重ね貼りも可）。また、熱伝導率（λ 値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のものは、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とします）。

④玄関ドアの改修について

玄関ドアを改修する場合は【P10の3.補助対象となる製品の要件】における「①高性能建材 2) 玄関ドア」に記載されている要件を満たすこと。

（注1）上記①～④及び、【P10の3.①】の表1の要件を適用せずに、個別にエネルギー計算を行い申請すること（以下「個別計算」という。）も可とします。個別エネルギー計算の方法は、【P17の6.個別計算について】を参照してください。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいいます。

6. 個別計算について

審査に時間がかかるので、工事期間に余裕を持ってご申請ください。

以下ア)～オ)のいずれかに該当する場合、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、**暖冷房エネルギーの削減率**が15%以上見込まれることを証明できる計算書「下記1)～4)」を提出してください。

- ア) エネルギー計算結果早見表の「個別計算」欄に該当する場合
- イ) エネルギー計算結果早見表の最低改修率を満たさない場合
- ウ) 床を申請部位として選択し、かつ申請する改修範囲に基礎断熱改修を含む場合
- エ) 増改築または減築を行う場合
- オ) 開口部を増減させる場合（現状壁を窓に変更するなど）

必要書類

1)改修前・改修後の外皮性能（ U_A 値・ η_{AH} 値・ η_{AC} 値）算出計算書

2)上記1)の根拠資料

- A) 平面図（主たる居室とその他の居室の別、方位角を明示したもの）
- B) 立面図
- C) 矩計図
- D) 求積図・求積表（部位ごとの面積・居室の種別ごとの床面積がわかるもの）
- E) 断熱部位の熱貫流率
- F) 開口部の熱貫流率・日射取得率の根拠資料（自己適合宣言書等）

3)エネルギー計算結果表

「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」により改修前・改修後の設計一次エネルギー消費量（ AE_1 ・ AE_2 ）を計算した計算結果表。

<補足事項>

- ・改修前・改修後共に、[暖房方式][冷房方式]は「設置しない」を選択すること。ただし、下記に該当する場合は、その限りではありません。
- ・エアコンディショナーの導入を、高性能建材を用いた改修と同時に行う場合は、消費効率が建築研究所のホームページで公表されているエネルギー消費効率の区分（い）を満たす機種に限り、計算条件とすることを認めます。導入する機種の性能が分かるカタログ等の写しを提出してください。

4)暖冷房エネルギー削減率計算書

住戸の一次エネルギーの内、暖冷房エネルギーの削減率(%)の計算書。詳細は以下のとおりです。

$$\text{住宅全体の一次エネルギー消費量の内、} \quad \frac{AE_1 - AE_2}{AE_1} \times 100$$

暖冷房エネルギーの削減率(%) ※小数点以下第2位を四捨五入

ただし、集合住宅（全体）の「個別計算」は以下の計算を行ってください。原則、全住戸のそれぞれの断熱改修前・改修後暖冷房の設計一次エネルギー消費量（ AE_1 、 AE_2 ）を求め、以下の式により算出してください。

$$\text{全住戸の一次エネルギー消費量の内、} \quad \frac{\sum AE_1 - \sum AE_2}{\sum AE_1} \times 100$$

暖冷房エネルギーの削減率(%) ※小数点以下第2位を四捨五入

なお、集合住宅（全体）の個別計算に当たっては、以下の略式計算による手順でも可とします。

<略式計算の例（5階建ての4住戸/階の集合住宅の場合）>

a5	b5	c5	d5
a4	b4	c4	d4
a3	b3	c3	d3
a2	b2	c2	d2
a1	b1	c1	d1

※住戸タイプa2～a4は同じ暖冷房の設計一次エネルギー消費量としてよいこととします（b2～b4、c2～c4、d2～d4も同様）。

AE_{1an} ：改修前のa住戸タイプn階住戸の暖冷房の設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

AE_{2an} ：改修後のa住戸タイプn階住戸の暖冷房の設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

$$\sum AE_1 = \sum^5 (AE_{1an} + AE_{1bn} + AE_{1cn} + AE_{1dn}) = AE_{1a1} + AE_{1a2} \times 3 + AE_{1a5} + AE_{1b1} + AE_{1b2} \times 3 + AE_{1b5} \dots$$

$$\sum AE_2 = \sum^5 (AE_{2an} + AE_{2bn} + AE_{2cn} + AE_{2dn}) = AE_{2a1} + AE_{2a2} \times 3 + AE_{2a5} + AE_{2b1} + AE_{2b2} \times 3 + AE_{2b5} \dots$$

(注1)エネルギー計算は、以下によるものとします。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「建築物エネルギー消費性能基準（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」【建築物エネルギー消費性能基準】

7. 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

戸建 集個 集全

断熱材・窓・ガラスの補助対象経費は、各改修部位ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計とします。

$$\text{補助対象経費(円)} = \text{A) 施工面積(㎡)} \times \text{B) 基準単価(円/㎡)}$$

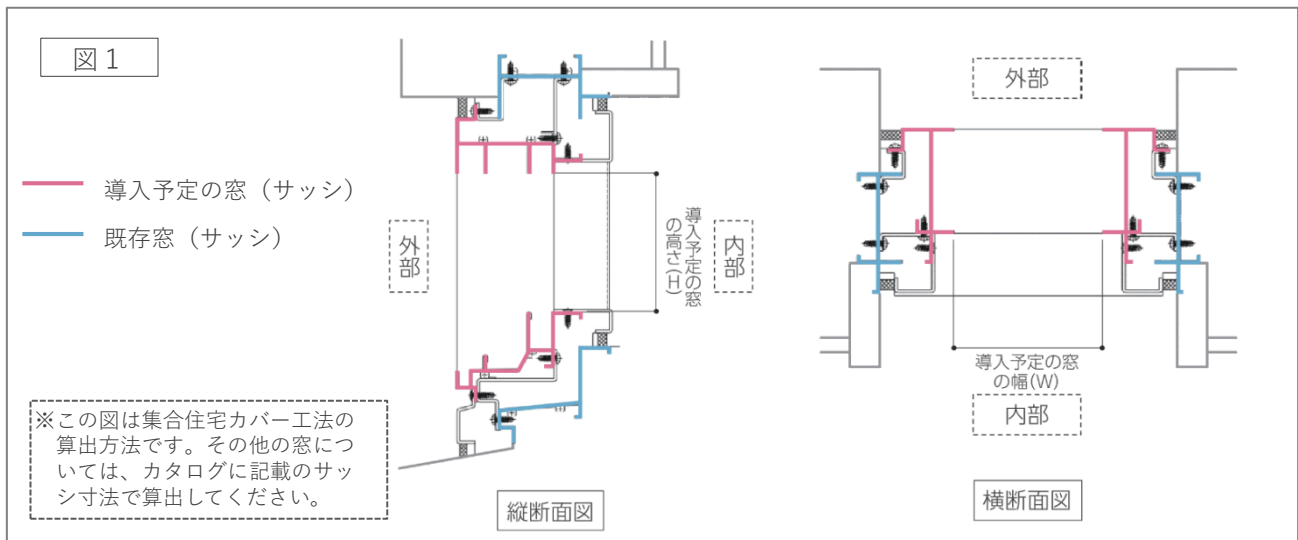
補助金交付申請額(円) = 補助対象経費(円) × 1/3 詳細は【P5の5.】参照。

A) 施工面積について

- ・建築図面等を基に表5より算出した面積を適用します。
- ・天井、外壁及び床の施工面積を算出する際は、「交付申請書作成例」の「各部位の施工面積の求め方」を参照し、各階の面積合計の小数点第3位以下を切捨ててください。

(表5) 施工面積の算出方法

改修部位・改修工法		施工面積
断熱材	天井（屋根断熱も同様）	平面図を真上から見て、水平投影した天井の合計面積。勾配を考慮しません。
	外壁	外気に接する壁の長さ、外壁の高さ（各階一律2.4m）と壁比率（一律0.75※1）を乗じた合計面積
	床（基礎断熱で改修する居室等も同様）	改修を行う居室等の床の合計面積
窓	カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓（サッシ）の幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計を施工面積とします。
ガラス	カバー工法	なお、集合住宅をカバー工法で改修する場合は、以下の図1をもとに算出してください。
	ガラス交換	導入予定のガラスの幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計



B) 基準単価について

補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた表6に示す単価をいいます。グレードとは財団が各製品を性能値別に区分したもので、断熱材は熱伝導率（λ値）、窓・ガラスは熱貫流率（U値）により設定します。

なお、異なるグレードの断熱材を2層以上重ね貼りする場合は、優先順位（D1>D2>D3>D4）として一つの基準単価のみを適用してください。

※1 開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律0.75とします（開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含みます）。

【基準単価表】

表6-1 断熱材（戸建・集合）

戸建

集合

集全

（単位：円/㎡）

グレード () 内はλ値	基準単価			
	天井		外壁	床
	1～3地域	4～8地域		
D1 (0.022以下)	6,000	5,000	7,000	7,500
D2 (0.023～0.032)	5,000	4,000	6,000	6,500
D3 (0.033～0.041)	4,000	3,000	5,000	5,500
D4 (0.042以上)	3,000	2,000	－	－

表6-2 窓・ガラス（戸建）

戸建

（単位：円/㎡）

窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付※1・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		ガラス交換	
グレード () 内はUw値	基準単価	グレード () 内はUw値	基準単価	グレード [] 内はUg値	基準単価
W1 (1.3以下)	60,000	W5 (2.3以下)	30,000	G0 (1.1以下)	50,000
W2 (1.4～1.6)	55,000			G1 (1.2～1.5)	40,000
W3 (1.7～1.9)	50,000				
W4 (2.0～2.3)	40,000				

表6-3 窓・ガラス（集合）

集合

集全

（単位：円/㎡）

窓の改修				ガラスの改修			
カバー工法窓取付※1 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		カバー工法※2 (アルミ等)		ガラス交換	
グレード () 内はUw値	基準単価	グレード () 内はUw値	基準単価	グレード [] 内はUg値	基準単価	グレード [] 内はUg値	基準単価
W6 (2.3以下) ※防火仕様 は2.9以下で も可	50,000	W5 (2.3以下)	30,000	G0 (1.1以下)	50,000	G0 (1.1以下)	50,000
				G1 (1.2～1.5)	40,000	G1 (1.2～1.5)	40,000
				G2 (1.6～2.3)	30,000	G2 (1.6～2.3)	30,000

C) 玄関ドアの補助率及び補助金の上限額は下表のとおりとします。

戸建

集合

集全

住宅区分	補助率	補助金上限額
戸建・集合	見積書の金額と15万円のいずれか低い額の1/3	5万円

D) LED照明の補助率及び補助金の上限額は下表のとおりとします。

集全

住宅区分	補助率	補助金上限額
集合住宅 (全体)	1カ所あたり、 見積書の金額と24,000円 のいずれか低い額の1/3	補助対象戸数…(A) 補助金上限額15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は20万円/戸)…(B) 高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)による補助金額…(C) とした場合、 (A)×(B)-(C)=LED照明の上限額。但し、1カ所あたり8,000円が上限です。 ※完了時に補助対象戸数が減少した場合は減額されることがあります。

※1 財団の補助対象製品一覧において「建具の仕様・工法」が「〇〇・カバー (△△)」と記載されている製品のことをいいます (〇〇、△△にはそれぞれ建具の仕様、用途等が入ります)。

※2 財団の補助対象製品一覧に登録されている「ガラス」を使用してください。

8. 既設ガラス・窓・断熱材について

申請する既存住宅に、交付申請時に既に一部取り付けであるガラス・窓・断熱材が、財団の補助対象製品一覧に掲載されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととします。ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る経費は補助対象外です。

原則、以下の書類の写しを全て提出してください（交付申請書提出の際にPDFで提出）。

- ・ 建築士による証明書
 - * 財団の補助対象製品一覧に掲載されている製品名、登録番号、及び建築士登録番号、建築士の氏名を記載し、押印をした証明書（書式自由）。
- ・ 建築士免許
- ・ 該当する製品の出荷証明書又は施工証明書等
 - * 吹込み・吹付けの場合は施工証明書、その他の製品の場合は出荷証明書。
 - * 日付（発行日、納品日、施工日等）、発行先、発行者、製品情報（メーカー名、製品名、登録番号）、数量・サイズ、数値等（複層ガラス中空層の厚さ、ガスの種類）が記載されていること。
- ・ 該当する製品の全体がわかる現況写真（製品名及びガラスのグレードが分かるものがあればなおよい）
- ・ その他、財団より必要な書類を求めることがあります。なお、特段の事情により提出することが困難である場合は申請前に相談してください。

9. 利益排除について

補助事業者（申請者）又は補助事業者（申請者）と利害を一にする者が、補助対象製品の自社調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要があります。

財団は補助事業者（申請者）に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があります。

10. エネルギー使用状況の報告（定期報告アンケートについて）

本事業は省CO₂効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業完了後、補助事業者（居住者等）は2年間、財団が実施するエネルギー使用状況の定期報告アンケートを提出する義務があります。なお、報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国又は財団から公表する場合があります。

	報告の対象となる期間	定期報告アンケート実施時期
第1回目	令和8年4月1日～令和9年2月末日	令和9年3月下旬予定
第2回目	令和9年4月1日～令和10年2月末日	令和10年3月下旬予定

11. 他の補助事業との調整

- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費が含まれないようにしてください。
- ・ 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるので注意してください。

12. 本事業の支払いについて

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）としてください。手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とします。なお、支払い委託契約又は、クレジット契約（個別クレジット）を利用する場合、事前に財団に相談してください。

13. 取得財産等の処分について

- ・本事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- ・補助事業者（申請者）は、財団が別に定める期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め補助事業財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、財団は交付決定を取り消すことがあります。
- ・財団は、補助事業者（申請者）が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときはその収入の全部又は一部を財団に納付させることができるものとします。

14. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

- ・補助事業者（申請者）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。
 - 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用。
 - 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - 補助事業者（申請者）等の名称及び不正内容の公表。
- ・補助事業者（申請者）が買取再販事業者の場合、事業完了後2年間のうちに当該住宅の売却・引渡しができなかったときは補助金を返還しなければなりません。

15. その他

- ・補助事業者（申請者）は事業の完了後、「2-9.エネルギー使用状況の報告」の他に、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。
- ・建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルの表示の要件を満たしている場合、所有者は省エネ部位ラベルを発行してください。（「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」2024年8月（国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付）参照

https://www.mlit.go.jp/shoene-label/images/guideline_honpen.pdf ）

※一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページにある「省エネ部位ラベル作成プログラム（自己評価）」

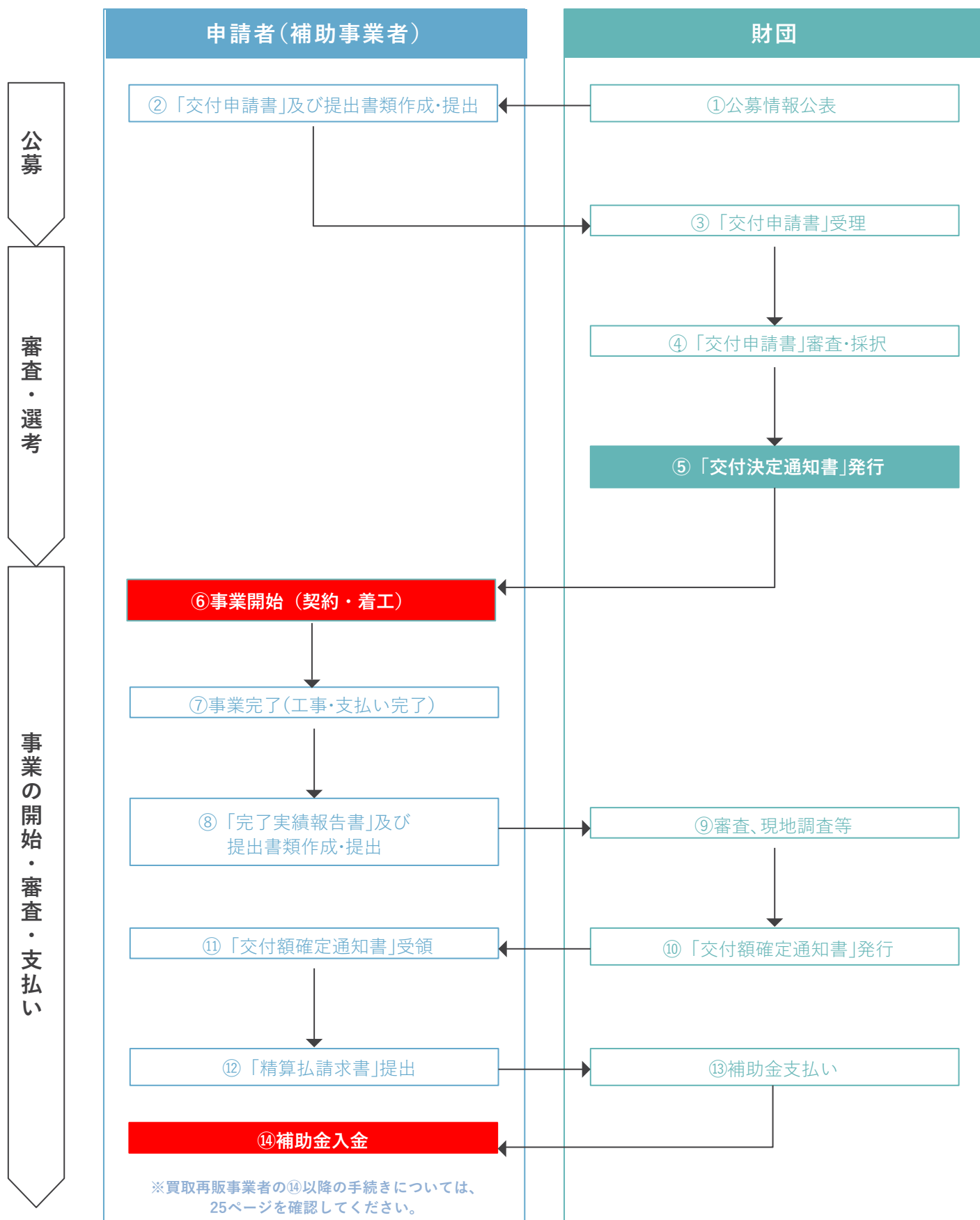
<https://shoenebuilabel.hyoukakyokai.or.jp/>

- ・採択された際には、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」について賛同登録など可能な範囲でご協力ください。

※デコ活特設サイト（ <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/> ）

3 事業の実施

1. 事業フロー



※事業完了の次年度から2年間、アンケート調査があります【P20の10.参照】。

①公募情報公表

財団は公募にあたって、ホームページに公募情報を公表します。

②「交付申請書」及び提出書類作成・提出

A) 申請について

申請をする場合は1物件につき1申請とします。申請者は提出に必要な書類※1を原則電子メール等で提出してください。また、提出された書類については返却しないので、申請者は必ず控えをとっておき、申請に関する財団からの問い合わせや訂正依頼に対応できるようにしてください。

B) 手続代行者について

申請者は申請手続きを第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行する者（以下「手続代行者」という。）は、申請者の了解の下で依頼された内容について間違いや不備等のないよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請に関する財団からの問い合わせや訂正依頼に対応できるようにしてください。手続代行者は、本事業の趣旨・内容を熟知し、正確な書類を作成してください。また、手続代行者は事業の進捗管理を行い予定通り事業が完了するように努めてください。適宜、財団からその状況報告を求めることがあります。

なお、事業の辞退・取り下げ・書類の不備が多発するような手続代行者の申請案件は次回以降、申請を受理しない場合があります。

また、「交付決定通知書」や「交付額確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付します。

③「交付申請書」受理

以下に該当する場合、原則、申請を受理しないので注意してください。

- ・公募期間外に到着した申請
- ・公募期間内に到着した申請において、要件の不適合、書類の不備・不足等がある場合
- ・予算額に達した時点より以降に到着した申請

④「交付申請書」審査・採択

- ・受理した申請書について、審査・採択を行います（詳細は【P6の6.審査について】参照）。

⑤「交付決定通知書」発行

- ・財団は交付申請書を受付後、その内容が適切であると認められる場合に交付決定を行い、交付決定通知書にて補助事業者（申請者）に通知します。なお、交付決定通知書に記載される補助金の額は上限額であり、やむを得ない理由により、事業内容に変更が生じた際は減額する場合があるので注意してください。
- ・交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果にかかわらず交付決定の修正又は取り消しの措置を講じることがあります。
- ・交付決定通知書には「事業番号」が記載されますが、提出写真の撮影や完了実績報告書提出の際に必要なので注意してください。
- ・本事業で申請する補助対象が国の他の補助事業と重複している場合は、交付決定前に他の事業での申請を取り下げてください。

※1 「4-1. 必要提出書類の一覧」参照

⑥事業開始（契約・着工）

A) 事業の開始について

交付決定の通知を受けた後、速やかに改修しようとする補助対象工事の契約及び着工してください。
なお、補助事業者（申請者）は特に以下の点に注意してください。

- ・事業実施に当たっては、手引きを十分理解した上で事業開始すること。
- ・交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に契約・着工すること。
- ・交付決定通知日より前に着工をしていないことを証明するため、交付決定通知書に記載される「事業番号」等を記載したボード（工事看板）を写し込んだ写真を撮影すること。ただし、工事用黒板アプリは使用しないこと。

B) 補助事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認めません。やむを得ない理由により、補助事業の実施中に事業内容に変更の可能性が生じた場合は、予め財団に相談し財団の指示に従ってください。

なお、CO₂排出抑制効果が低くなる変更は原則として認められません。

⑦事業完了（工事・支払い完了）

- ・事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了した日もしくは支払いが完了した日（入金受領日）のいずれか遅い日とします。

(例) 工事完了：11月8日 支払い完了：11月13日の場合、事業完了日は11月13日
 工事完了：11月8日 支払い完了：11月3日の場合、事業完了日は11月8日

⑧「完了実績報告書」及び提出書類作成・提出

補助事業者（申請者）は工事の完了後、完了実績報告書及び、必要書類（交付決定後に示す補助事業の手引きを参照）を住宅区分ごとに以下の提出期限内に必ず提出してください。

<提出期限> 以下1. 2. のいずれか早い日の17時財団必着

1. 事業完了日から起算して30日以内
2. 令和8年1月30日(金)

⑨審査、現地調査等

- ・財団は、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・経費等の審査を行うとともに必要に応じて現地調査を行います。また、中間段階での事業の進捗状況の確認等のため行うこともあります。
- ・現地調査は補助事業が適切に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものです。
- ・補助事業者（申請者）はやむを得ない場合を除き、現地調査に立ち会うようにしてください。現地調査を拒否した場合は、補助金の支払いができない場合がありますので注意してください。手続代行者がいる場合は、手続代行者も原則立ち会うようにしてください。
- ・現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合がありますので注意してください。

⑩「交付額確定通知書」発行

財団は、上記審査等にて内容が適正であると認めたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者（申請者）に対し、交付額確定通知書にて補助金額の確定を通知します。

⑪「交付額確定通知書」受領

⑫「精算払請求書」提出

補助事業者（申請者）は、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出してください。

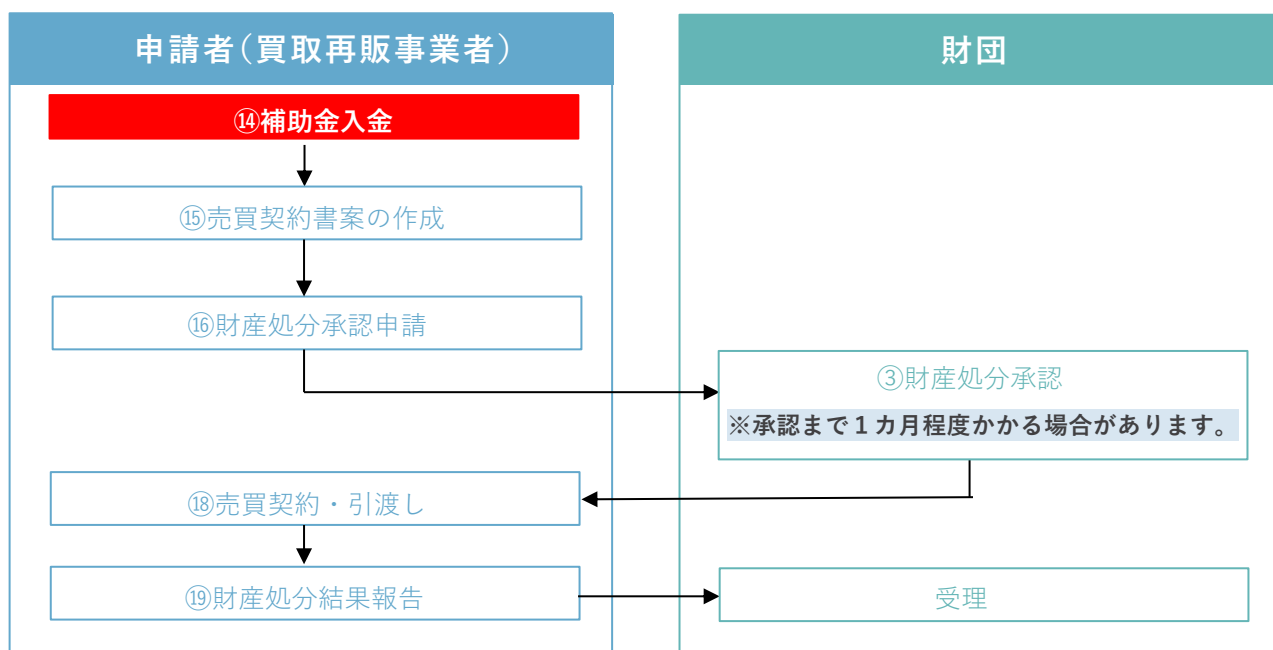
⑬補助金支払い

精算払請求書を受領後、財団は補助金を支払います。

⑭補助金入金

※事業完了の次年度から2年間、アンケート調査があります【P20の9. 参照】。

【買取再販事業者が申請者の場合⑭以降、以下の手続きが必要です。】



※⑭～⑱を2年以内に行う必要があります。

⑮売買契約書案の作成

- ・売却の目途がつき次第、売買契約書案を作成し、契約書案には、補助額相当分が売却価格から控除されていることを記載してください。
- ・以下の内容を当該住宅の購入予定者に説明してください（購入予定者は承諾した旨の届出書を作成）。
 - 補助額相当分が売却価格から控除されていること。
 - 購入した年度の翌年度から2年間、アンケートに回答する義務があること。
 - アンケート送付等のため、財団に購入予定者の個人情報を提供すること。
 - 補助金により取得した財産を処分しようとするときは、手続きが必要であること。（公募要領【P21の12】参照）
 - 購入予定者は、上記届出書の写しを保管すること。

⑯財産処分承認申請

財産処分承認申請書を財団に提出してください。なお、財産処分承認申請書には上記⑮の売買契約書案及び購入予定者が承諾した旨の届出書を添付してください。

⑰財産処分承認

財団から財産処分を承認した旨の通知書が送付されます。

⑱売買契約・引渡し

財産処分承認後に売買契約・引渡しをしてください。

⑲財産処分結果報告

引渡し後、財産処分結果報告書を財団に提出してください。なお、財産処分結果報告書には、売買契約書の写しを添付してください。

4 申請の方法

1. 必要提出書類の一覧

申請者は【P8の2.申請できる方と住宅の要件】に記載されている、該当する住宅区分の様式で申請してください。
財団のホームページで公表している様式以外での申請は認めません。

○：全員提出 △：該当者のみ提出

No	書類名	様式	住宅区分			形式	提出方法
			戸建住宅	集合住宅 (個別)	集合住宅 (全体)		
①	交付申請書	様式第1	○	○	○	Excel	電子 メール
②	暴力団排除に関する誓約事項	別紙1	○	○	○		
③	総括表	定型様式1	○	○	○		
④	明細書	定型様式2	○	○	○		
⑤	見積書	自由	△	△	△	PDF	ファイルを アップロード または 電子媒体を 郵送 【P31】参照
⑥	各棟の配置図	自由			△		
⑦	平面図	自由	○	○	○		
⑧	求積図・求積表・立面図	自由	△	△			
⑨	姿図	自由	△	△	△		
⑩	改修を要しない窓の写真	自由	△	△	△		
⑪	住民票（商業登記簿等）の写し	自由	○	○			
⑫	実在証明書	自由			△		
⑬	管理組合総会の議案書及び議事録	自由			△		
⑭	専有面積表	自由			○		
⑮	新耐震基準を満たしていることが 確認できる書類	自由			△		
⑯	蓄電システム及び蓄熱設備の要件 が確認できる書類	自由	△				
⑰	熱交換型換気設備等の要件が 確認できる書類	自由	△	△			
⑱	EV充電設備の要件が確認できる書 類	自由	△				
⑲	個別計算に係る書類	自由	△	△	△		
⑳	誓約書	定型様式3	○	○	○		
㉑	玄関ドアの要件が確認できる書類	自由	△	△	△		
㉒	LED照明の要件が確認できる書類	自由			△		
㉓	同意書	自由	△	△			

シートを分割・削除しないで
1つのファイルで送ること。

(注1) 必要提出書類の詳細は次頁以降を参照してください。

(注2) 財団が上記以外の書類が審査に必要と判断し、提出を求めた場合は応じてください。

2. 必要提出書類の詳細

提出が必要な書類は住宅区分により異なります。住宅区分ごとの提出書類は右側のアイコンを確認してください。
 なお、書類の作成にあたっては、「交付申請書類の作成例（https://www.heco-hojo.jp/danref/doc/danref_sakusei_R7_03.pdf）」を参照してください。

① 交付申請書

戸建 集合 集全

- ・財団が指定する交付申請書に入力してください。

② 暴力団排除に関する誓約事項

戸建 集合 集全

- ・暴力団排除に関する誓約内容を熟読してください。

③ 総括表

戸建 集合 集全

- ・必要事項をもれなく入力してください。

④ 明細書

戸建 集合 集全

- ・製品区分ごとに入力してください。
 （集合住宅全体の場合は、さらに住戸タイプ・改修方法ごとに入力。）
- ・明細書や総括表、平面図等、他の書類と整合を図ってください。

⑤ 見積書

戸建 集合 集全

以下の場合には見積書を提出してください。

- ・建材（断熱材、窓・ガラス）ごとに、明細書で算出された補助対象経費よりも見積書の補助対象経費が低い場合。
- ・蓄電システム、蓄熱設備、EV充電設備及び熱交換型換気設備等の設備を導入する場合。
- ・申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合（仕入れ価格の分かる見積書のコピーを提出）。

（注1）見積書には費用・費目の詳細を記し、補助対象経費であることが分かるように、備考欄等にその旨（「補助対象」等）を記入するか、費用・費目にマーク等を記してください。

（注2）宛名が申請者と同一名であること。

⑥ 各棟の配置図

集全

- ・集合住宅（全体）の複数棟の申請であり、同一敷地内に複数棟ある場合、敷地内の配置図を提出してください。

⑦ 平面図

戸建

集合

集全

1) 戸建て

- A)改修前の1/100～1/50程度の平面図（改修しないフロアも含む）に方位と室名を示して提出してください。
B)改修後の1/100～1/50程度の平面図（改修しないフロアも含む）に方位と室名を示して提出してください。
また、窓・ガラスの改修がある場合は明細書に記載した番号と同じ番号を明記してください。

※ただし、早見表で組合せ14番を選択した場合は、B)のみの提出でも可とします。

その際は住戸全体の延べ床面積を図面上に記載してください。

2) 集合住宅（個別）

- A)室名（LDK、洋室等）と窓位置がわかる間取り図又は平面図
・明細書に記載した番号と同じ番号を明記してください。

3) 集合住宅（全体）

- A)棟別、階層別の全てがわかるもの
・住戸タイプや部屋番号が明記されていること（例：Aタイプ 501号室）。
B)住戸タイプごとに、室名（LDK、洋室等）と窓位置がわかる間取り図又は平面図
・明細書に記載した番号と同じ番号を明記してください。
C)共用部にLED照明を導入する場合は交換箇所を明記したもの

（注1）国の補助金・国費が財源となっている補助金を利用する場合は、それを利用する箇所を示してください。

（注2）【P13の②、P16の①】の改修を要件としない窓や勝手口ドア等がある場合はその箇所を示してください。

⑧ 求積図・求積表・立面図

戸建

集合

断熱材について申請する場合に提出してください。

1) 求積図・求積表

- A)総括表に記載される延べ床面積を示したもの。算定式を明記してください。
B)補助対象床面積を示したもの。改修率の算定式・改修率を明記してください。
【改修率＝（補助対象床面積合計／延べ床面積）×100】
なお、補助対象床面積部は、平面図に着色や網掛けで明示してください。
C)部位ごとに、断熱材の施工面積を示したもの。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示してください。
また、求積図に番号を記載し、明細書の求積表番号・施工面積と整合を図ってください。
※求積図・求積表の作成については「交付申請書類の作成例」の「建築図面等の記載例」及び「各部位の施工面積の求め方」を参照。

2) 立面図

東西南北4面がわかる改修後の立面図を提出してください。

⑨ 姿図

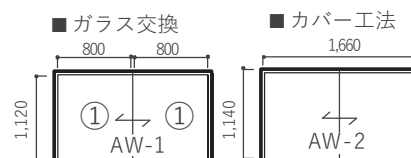
戸建

集合

集全

- ・ガラスの改修（ガラス交換、カバー工法）をする場合は提出してください。
なお、内観図で記載し寸法も入れてください。
- ・窓番号・ガラス番号を記載し、明細書の窓番号・ガラス番号と整合がとれていること。
- ・方立がある場合は図示すること。

<姿図の記載例>



⑩ 改修を要しない窓の写真

戸建

集個

集全

改修対象としない（改修要件とならない）窓があり、改修しない場合は、以下を提出してください。

- ・「換気を目的としたジャロジー窓」「ガラスブロック」であることが確認できる写真。
- ・「300mm×200mm以下のガラスを用いた窓」であることが分かるようにスケールを当てた写真。

⑪ 住民票（商業登記簿等）の写し

戸建

集個

- ・住民票は、本事業の工事対象住宅の住所が記載されており、マイナンバーが記載されておらず、3カ月以内に発行されたもの。なお、居住予定の場合は完了報告時に提出してください。また、賃貸の場合は不要です。
- ・買取再販事業者が申請する場合は、3カ月以内に発行された「商業登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」もしくは「法人印の印鑑証明書」のいずれかを提出してください。

⑫ 実在証明書

集全

申請者が非法人の管理組合等の場合、実在証明が可能な以下書類全てを提出してください。

- 理事長等選任の議事録（表紙及び該当部分でも可。ただし、日付及び議事録署名人の記載部分を含むこと。）
- 理事長等個人の以下の書類（有効期限内のもの）のうちいずれか1つのコピー
 - 1.運転免許証
 - 2.健康保険証※¹
 - 3.パスポート
 - 4.住民票（上記⑪の項目を参照）
 - 5.マイナンバーカード（顔写真がある面のみ）

※交付申請後、理事長等の変更があった場合は速やかに財団に連絡し、その指示に従ってください。

⑬ 管理組合総会の議案書及び議事録

集全

集合住宅（全体）の申請をする管理組合等の場合、本事業に係る改修の意思決定を行った総会の議案書及び議事録のコピーを提出してください。（表紙及び該当部分でも可。ただし、議事録については、日付及び議事録署名人の記載部分を含むこと。）

⑭ 専有面積表

集全

集合住宅（全体）の申請をする場合、住戸タイプ、住戸番号、戸数、各住戸の専有面積が記載された表を提出してください。

また、改修する住戸に賃貸住宅が含まれる場合は、賃貸住宅とわかるように明示し、合計住戸数にも内数で賃貸住戸数を記載してください（交付申請書類の作成例参照）。

なお、改修する住戸の延べ床面積の合計も記載してください。

⑮ 新耐震基準を満たしていることが確認できる書類

集全

集合住宅（全体）の申請において、新耐震基準を満たしている住棟を断熱改修する場合、以下いずれかを提出してください。

- ・建築確認済証等の写し（確認申請番号、発行日、承認日が確認できるもの）
- ・耐震基準適合証明書の写し

⑯ 蓄電システム及び蓄熱設備の要件が確認できる書類

戸建

蓄電システム及び蓄熱設備を導入する場合は「蓄電システム【P11の③1）】及び蓄熱設備【P12の2）】」の要件が確認できる仕様書及びカタログ等のコピーを提出してください（該当箇所にマーク等を明記）。

※1 健康保険証に被保険者番号、保険者番号、記号、番号、QRコード等が記載されている場合は、該当箇所をマスキングの上、提出してください。記載のある書類が送付された場合には、財団にて黒塗り等の処理を行います。

⑰ 熱交換型換気設備等の要件が確認できる書類・写真

戸建 集個

- ・熱交換型換気設備等を購入する場合は「熱交換型換気設備等【P12の3）】」の要件が確認できる仕様書及びカタログ等のコピーを提出してください（該当箇所にマーク等を明記）。
- ・エアコン等については現在設置されている機器の型番や製造年がわかる写真を提出してください。

⑱ EV充電設備の要件が確認できる書類

戸建

- ・EV充電設備を購入する場合は「EV充電設備【P12の4）】」の要件が確認できる仕様書及びカタログ等のコピーを提出してください。

⑲ 個別計算に係る書類

戸建 集個 集全

個別計算を行う場合のみ、以下の計算書類を提出してください。（詳細は【P17】を参照）

- ・ 外皮性能算出計算書
- ・ 外皮性能算出計算書の根拠資料
- ・ エネルギー計算結果表
- ・ 暖冷房エネルギー削減率計算書

⑳ 誓約書

戸建 集個 集全

- ・申請者自身が署名してください。

㉑ 玄関ドアの要件が確認できる書類

戸建 集個 集全

玄関ドアの申請をする場合は、以下を提出してください。

- ・「玄関ドア【P10の①2）】」に記載されている要件が確認できる仕様書
- ・本体デザインが確認できるカタログ等のコピー

※ともに、該当箇所にマーク等を明記。

㉒ 「LED照明」の要件が確認できる書類

集全

- ・集合住宅（全体）の申請において、LED照明を導入する場合は「LED照明（共用部）【P11の②】」の要件が確認できる仕様書及びカタログ等のコピーを提出してください（該当箇所にマーク等を明記）。

㉓ 同意書

戸建 集個

- ・改修対象となる住戸を所有していない居住者が申請する場合は、所有者の同意を得ている根拠資料として所有者の自署のある同意書を提出してください。

3. 申請方法及び提出先

- ・ 下記手順を参照のうえ、申請書類を提出してください。
- ・ データは必ず控えを保管してください。

手順1) 申請様式をダウンロード

財団ホームページの「様式集」ページより交付申請書等をダウンロードする。

手順2) 交付申請書及び提出書類を作成

作成例を参考に交付申請書及び提出書類を作成する。

手順3) 提出書類①～④をメール送信

- ・ 申請書様式一式【P26の1.必要提出書類の一覧】のうち書類①～④のデータファイルをExcelファイル形式のまま 1 申請ごとにメール送信する。

【送信先メールアドレス】 **shinsei_dan@heco-hojo.jp**

↑ ↑
(アンダーバー) (ハイフン)

【送信期限】 令和7年6月13日(金) 17:00

- ・ メールの特名及び提出する申請書ファイル名は、『「申請者名」【住宅区分】申請書提出』としてください。

<例> 「●●●●」【戸建】申請書提出
 「●●●●」【集個】申請書提出
 「●●●●」【集全】申請書提出

手順4) 財団からの返信メールを受信

返信メールの中に手順5)に必要なURLが記載されています。

手順5) 提出書類⑤～⑳をアップロード

財団からの返信メール受信後1週間以内に、【P26の1.必要提出書類の一覧】のうち書類⑤～⑳のデータファイルをアップロードする。

※手順5)による提出(アップロード)ができない場合

電子媒体にファイルを保存のうえ、郵送にて提出してください。

郵送にあたっては、配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用してください。

【郵送先】〒060-0004

札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル4階
 公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 宛

「事業名及び申請者名」
 を記載。



※手順4) 及び5) にて財団から返信メールが届かない場合

【P32の4.問い合わせ先】にお問い合わせください。

上記の方法による提出が難しい場合や、財団指定以外のストレージサービスの使用を希望する場合は、事前に相談してください。

4. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、原則電子メールを利用し、メール件名に以下の例のように申請者名及び事業名を入力してください。

なお、申請メールアドレスに問い合わせをしても回答できないため、宛先を確認してください。

以下、「よくあるご質問」も参照してください。

https://www.heco-hojo.jp/danref/doc/danref_faq_r7_03.pdf

【問い合わせ先】

公益財団法人北海道環境財団 補助事業部

<メール件名入力例>

「申請者名」断熱リフォームについて問い合わせ

メール：danref_ask@heco-hojo.jp

↑ ↑
(アンダーバー) (ハイフン)

電 話：011-206-1573 (平日10時～17時)

※通話料がかかります。



公益財団法人北海道環境財団 補助事業部

〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル4階

☎ 011-206-1573 [受付時間] 平日10時～17時
※通話料がかかります

<https://www.heco-hojo.jp/>
